【提出先】

ひょうごの美味し風土拡大協議会 事務局 松本

E-mail：shohiryutsu\_07@pref.hyogo.lg.jp　FAX：078-362-4276　TEL：078-362-3442

様式１

平成29年度「ひょうご五国のめぐみ首都圏発販路開拓事業（流通のプロ活用型）」申込書

ひょうごの美味し風土拡大協議会　宛

平成29年度ひょうご五国のめぐみ首都圏発販路開拓事業（流通のプロ活用型）に下記のとおり申込みます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ふ り が な① 法人（事業者）名代表者名 |  | ② 区分 |  | １法人２団体３個人※左空欄に番号を記入 |
| ③ 住所※本店が兵庫県内にない場合、支店の住所も併せて記載してください。 | 〒 |
| ④ 担当者職名 |  | ⑤ 担当者名 |  |
| ⑥ 連絡先電話番号 |  | ⑦ 連絡先FAX番号 |  |
| ⑧ 連絡先E-MAIL |  |

⑨　事業参加希望商品（最大５つまで記載可）

* ブランド戦略：ひょうご農畜水産物ブランド戦略（裏面参照）　□：該当する場合✓を入れてください。　(　　)：内容を記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 商品名１ |  |
| 材料に使用している県産農林水産品 |  |
| * 兵庫県認証食品（見込を含む）　（見込の場合は申請予定時期：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
* ブランド戦略※策定品目、またはそれを原料とした加工食品
* 上記以外の地域認証制度の取得（例：五つ星ひょうご、神戸ｾﾚｸｼｮﾝ等）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 商品名２ |  |
| 材料に使用している県産農林水産品 |  |
| * 兵庫県認証食品（見込を含む）　（見込の場合は申請予定時期：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
* ブランド戦略※策定品目、またはそれを原料とした加工食品
* 上記以外の地域認証制度の取得（例：五つ星ひょうご、神戸ｾﾚｸｼｮﾝ等）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 商品名３ |  |
| 材料に使用している県産農林水産品 |  |
| * 兵庫県認証食品（見込を含む）　（見込の場合は申請予定時期：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
* ブランド戦略※策定品目、またはそれを原料とした加工食品
* 上記以外の地域認証制度の取得（例：五つ星ひょうご、神戸ｾﾚｸｼｮﾝ等）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

《裏面に続く》

|  |  |
| --- | --- |
| 商品名４ |  |
| 材料に使用している県産農林水産品 |  |
| * 兵庫県認証食品（見込を含む）　（見込の場合は申請予定時期：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
* ブランド戦略※策定品目、またはそれを原料とした加工食品
* 上記以外の地域認証制度の取得（例：五つ星ひょうご、神戸ｾﾚｸｼｮﾝ等）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 商品名５ |  |
| 材料に使用している県産農林水産品 |  |
| * 兵庫県認証食品（見込を含む）　（見込の場合は申請予定時期：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
* ブランド戦略※策定品目、またはそれを原料とした加工食品
* 上記以外の地域認証制度の取得（例：五つ星ひょうご、神戸ｾﾚｸｼｮﾝ等）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

⑩　事業実施スケジュール

**事業実施スケジュール**

**スケジュール２**

**10月：個別相談⇒12月又は1月：商談代行⇒2月：事後面談**

※ 時期は多少前後することがあります。

**スケジュール１の募集は終了しました。**

**6月 ：個別相談⇒8月又は9月：商談代行⇒10月：事後面談**

|  |
| --- |
| **スケジュール２の実施となります。** |

⑪　⑨の商品に関して、以下の条件を満たしている場合は、□に✓を入れてください。

* 兵庫県産の農林水産品を材料として使用している加工食品、または県内で生産された農林水産品であるか。
* 自社で製造している商品（他メーカーへの委託製造は可）であるか。
* 既に発売している商品である、もしくは近日中に発売する商品であるか（試作品は不可）。
* 商標権等の知的財産に関して問題等が生じていないか。
* 商品の継続的、安定的な生産体制が整っているか。
* 商品の製造工程管理がされているか。
* 製造、販売及び表示に係る関係法令を遵守し、必要な許認可を受けているか。
* 協議会の審査結果に従うことに合意するか。

―

参考：ひょうご農畜水産物ブランド戦略策定品目一覧

【農産物】ジャンボピーマン(西播磨)、さんしょう(但馬)、いちじく(北播磨)、トマト(淡路)、川西・神戸いちじく、淡路島たまねぎ、兵庫県産山田錦、兵庫丹波黒、スイートコーン(東播磨)、新規用途小麦(西播磨)、美方大納言小豆(但馬)、いちじく(淡路)、

北摂くり(阪神)、岩津ねぎ(但馬)、やまのいも(丹波)、神戸葉物野菜、コウノトリ育むお米(但馬)、淡路島レタス、兵庫県産

いちじく、兵庫県産トマト、丹波栗【畜産物】ひょうご雪姫ポーク、ひょうごの牛乳、鶏卵、鶏肉、神戸ビーフ、ひょうごの穂々笑実(鶏肉・鶏卵)【水産物】但馬の松葉ガニ、兵庫ノリ、アカガレイ、明石鯛、明石だこ、淡路島３年とらふぐ、播磨灘産カキ、ホタルイカ(但馬)

* H29年度策定予定　丹波大納言小豆、播磨灘産アサリ